料金別納
郵便



■ 県政へのご要望、ご意見などお気軽にお寄せください。
■ 送付先変更ご希望の方、送付ご不要の方は、下記までご連絡くださいませ。

静岡県議会議員天野たみこ 事務所
〒420-0832　静岡市葵区横内町89
TEL 054-295-5494　FAX 054-295-5495
Email amanotamiko1971@gmail.com
公式ホームページ

OPEN

AmataMirai Report

あまたミライ（天野多美子＋数多の未来）

Vol.3
2024.6



6月定例会一般質問のお知らせ

写真：茶摘みシーズン到来！森内茶農園（静岡市葵区内牧）にて

注目!

社会問題に切り込む!静岡出身の漫画家が来る
トークセッションのお知らせ

知っていますか？小規模特認校制度

POSTCARD

「小規模特認校制度」を知っていますか？

静岡県内における小規模特任校についての提案

「小規模特認校制度」とは？

小規模校の良さを活かした教育環境で学びたいという希望者に対して、一定の条件の下、入学・転校を認める制度。
静岡市ではこの制度を、平成29年度より導入しており、中山間地の自然豊かな環境で特色ある教育（施設一体型小中一貫教育）を行っている小規模校に、市内全域からの就学を認めています。

メリット

・多様で特色ある教育を受けられる
・先生や友達同士の目が届きやすい
・きめ細やかな指導、生徒同士も関りができる

課題

・体育の授業などでできる競技が限られる
・スクールバスがなく送迎が必須なので通学の親の負担が大きい



まだまだ課題が多い小規模特認校ですが、全国には制度をうまく活用している地域もあり、大変参考になります。

注目! ただの特認校制度じゃない!?全国初!松山市の事例紹介

・離島で暮らす中学生活3年間！
・月～金は離島、週末は自宅に戻って家族や友達と過ごせます。
・寮での暮らしは規則正しい集団生活！社会性や自主性が身につきます。

松山市・地域の声

「少子化が進み、数年後には地域の生徒はいなくなるが、この制度で子供たちの受け入れは続けていく予定です。」



静岡市
小規模特認校
制度について

静岡県における里山留学

里山留学とは？

自然豊かな地域で、寮または親子で留学し、地域の小規模校で学ぶ制度

掛川市倉真（地域団体）　川根本町（教育委員会）

令和6年度 それぞれ2家族で留学スタート!!

・小規模校の子供たちの交流機会の向上や、留学生にとって都会では味わえない人間関係や自然体験の機会となり「第二のふるさと」となる。
・観光産業の発展や関係人口が生まれ、消費や雇用、空き家問題の解消、賑わい創出、地域自治会の活性化も期待できる。





たみこが行きます！
集会やイベントに呼んでください!!

◆ 地域のお祭り　◆ 町内会行事　◆ 会合
◆ 運動会　◆ PTA行事

地域の皆様と顔を合わせ、一緒に活動することで、コミュニケーションが深まり、皆様の声やご意見を県政に反映しやすくなります。

お問合せ・お申込み
こちらからどうぞ▲

常任委員会報告

令和5年　文教警察（教育委員会/警察）

県議になり一年目で教育と警察の分野で掘り下げて学ぶことで、身近な課題に気付かせてもらいました。
不登校と自転車の課題は、県議としてこれからも取り組みます。

令和6年　産業委員会（企業局/経済産業部）

県議2年目はこちらの委員会に所属します。農林水産業や商工業を盛んにしたり、働く人たちの支援をします。
また、コンテンツを活かした経済産業などにも取り組みます！

予告 天野たみ子 県政報告会

2024年9月28日（土）

■ 場所：もくせい会館
■ 時間：15:00～16:00（予定）

無料 注目される社会問題に切り込む!!
漫画家・鈴木マサカズ氏（静岡出身）トークセッション



「ケーキの切れない非行少年たち」
©宮口幸治 鈴木マサカズ/新潮社

■ 懇親会
時間：16:45～18:00
会場：同上
会費：5,000円

お申し込み
お問い合わせはこちらから

※ お申込みくださった方には開催時刻の決定をお知らせします



❶ 子供が受け取る養育費に関して行政介入を要望
▸【健康福祉部】

❷ SNSのネット広告などで発生している詐欺の防止策
▸【くらし・環境部】

❸ 遺言で相続財産を県に遺贈できる仕組みの新設
▸【知事直轄組織】

❹ 人材不足と効率向上につながる医療DXの推進
▸【健康福祉部】

❺ 災害時に緊急車両が使う緊急輸送路の周知について
▸【危機管理部】

❻ 自転車の有用性を鑑みたルールの周知について
▸【警察本部】

❼ 里山留学の推進に関する質問と要望
▸【教育委員会・知事直轄組織】

傍聴のご案内

本会議は、通常午前10時30分から開会し原則としていつでも傍聴することができます。
傍聴を希望される方は直接お越しください。
詳しくはこちらをご覧ください→